

# 消防団員の処遇等改善について

消防庁地域防災室

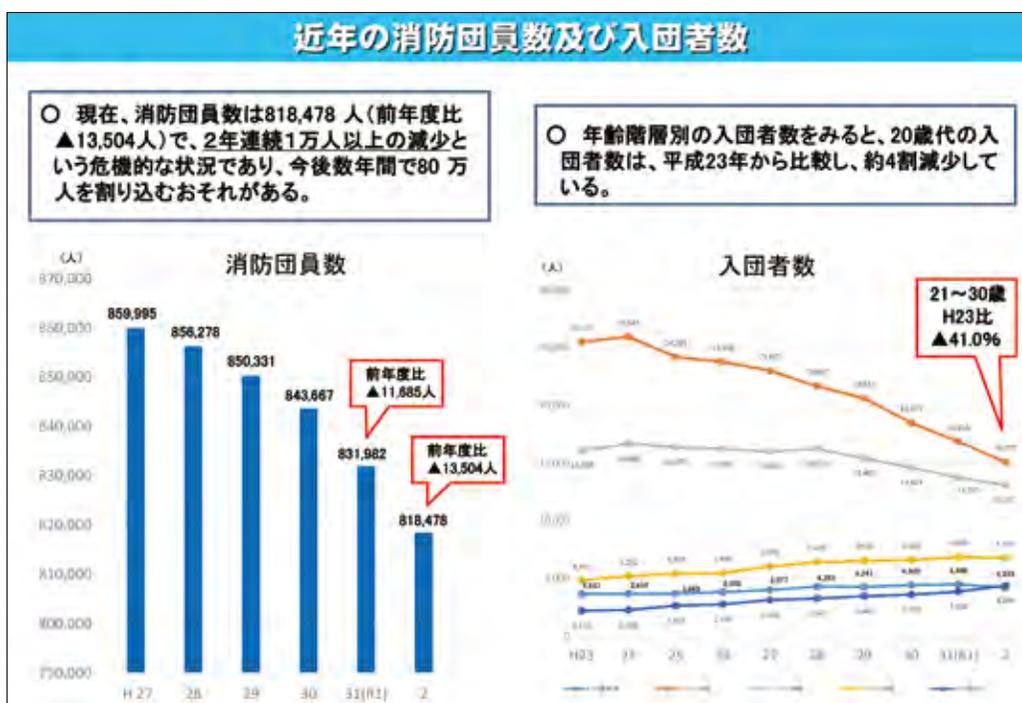
## 1 はじめに

消防団は、消防本部や消防署と同様に、消防組織法に基づき市町村に置かれる消防機関であり、消防団員は、本業を持ちながらも、地域の安心・安全の確保のために活動している非常勤特別職の地方公務員です。その活動内容は、火災出動や訓練のほか、地震や豪雨災害などの大規模災害が発生した際にも出動し、消火活動や災害防ぎよ、住民の避難誘導、救出・救助など多岐にわたり、地域の消防防災体制の中核的役割を担っています。

しかしながら、近年、消防団員数は著しい減少傾向にあり、令和2年4月1日時点で約

81万8千人と、2年連続で1万人以上減少し、特に20代の消防団入団者数が10年間で約4割減少するなど、憂慮すべき危機的状況となっています。

一方で、近年、特に風水害を中心とする災害が多発化・激甚化する中、消防団に求められる役割は多様化・複雑化しており、消防団員個人の負担も増加しています。こうした中、消防庁では、昨年12月に「消防団員の処遇等に関する検討会」を立ち上げ、消防団員の適切な処遇のあり方や消防団員の加入促進等について検討を行っているところです。



近年の消防団員数及び入団者数

## 2 「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告書について

消防団員数の減少や消防団の役割の多様化等を踏まえ、本検討会ではこれまで、消防団員の処遇の中でも、特に、出勤に応じて支払われるいわゆる「出勤手当」と、個々の出勤とは別に消防団員に対し年額で支払われるいわゆる「年額報酬」について検討してきました。

それは、これらの改善が団員本人の士気向上に繋がることはもちろん、消防団活動に対する家族等の理解を得るためにも不可欠だと考えられるためです。

とりわけ出勤手当については、災害時の出勤のように自らも危険であるにもかかわらず地域住民の安全・安心を守るために行われるものに対しては相応の処遇をすべきであるという問題意識のもと、その適切なあり方について特に深く検討を行ったところです。

また、検討過程においては、団員本人に支給される出勤手当・年額報酬等とは別に、消防団の運営に必要な経費のあり方についても検討を行いました。

昨年12月から3月までの計4回の議論を通じ、団員の処遇について一定の方向性を得たため、4月9日に中間報告書が取りまとめられました。その主な内容については、以下のとおりです。

### (1) 出勤手当について

出勤手当について、多くの市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）は条例に基づき、出勤回数に応じ一定額を支給しており、その支給額は、火災に係る出勤、風水害等に係る出勤、訓練に係る出勤等、出勤の態様に応じて定められています。

風水害等に係る出勤手当に限っても、支給の方法や金額については多様です。また、出勤手当の位置付けは、国の示している「〇〇市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）」（昭和40年7月1日

自消乙教発第七号。以下「条例（例）」という。）にならい、費用弁償としている団体が多いことがわかりました。

しかしながら、

- ・災害が激甚化・多様化する中で、出勤手当が費用弁償のままでは、消防団員の報酬は階級ごとに一律である年額報酬のみとなり、（同じ市町村内の同じ階級の団員間において）団員の活動や労苦に応じた報酬体系にならないこと。
- ・大規模な災害で複数の市町村に被害が生じている場合に、同じ災害に対し出勤しているにも関わらず市町村によって出勤手当の額が大きく異なること。

は、一般的に理解が得にくいと考えられます。

以上のことから、出勤手当については、これを見直し、出勤に応じた報酬制度を創設すること、また、出勤に関する費用弁償については、出勤に伴い実費が生じることも踏まえ、引き続き必要額を措置することが適当であるとの結論を得ました。

また、出勤報酬の基準となる額や額の考え方について、本検討会では、具体的に、予備自衛官（国）、最低賃金（民間）等のほか、消防団員の公務災害補償の補償基礎額等を参考として検討を行い、以下の結論を得ました。

災害（火災・風水害等）に係る出勤については、災害の規模等により1回当たりの出勤時間は異なるものの、

- ・警戒・訓練に比較して活動時間が長くなるケースがあること。
- ・事前に活動時間を予測することが難しい面があること。

等を考慮して、1日＝7時間45分を基本とし、予備自衛官の訓練招集手当や最低賃金の全国平均額との均衡を考慮し、1日当たり7,000～8,000円程度を、支払うべき標準的な額として定めることが適当であるとの結論を得ました（地方自治法第203条の2第2項の規定により、非常勤の職員の報酬は、原則として

勤務日数に応じて支給される)。

その一方で、災害時以外の出勤の態様は様々であることから、業務の負荷や活動時間等を勘案して金額を定めることも適当であると考えられます。

具体的には、災害時以外の出勤（訓練・警戒等）については、

- ・活動時間が短いことが多いこと。
- ・予定が立てやすいこと（活動時間や開始・終了時刻が事前に分かっていることが多い）。
- ・災害時の出勤に比べて危険性が比較的低いこと。

等を勘案した上で、災害時の出勤に対する出勤報酬の額と均衡のとれた額を、各市町村において実態を踏まえ定めることが適当です（例：訓練・警戒等は、活動時間が3～4時間の場合には、1日当たり3,000～4,000円程度等）。

短時間の出勤や日付をまたぐ出勤、1日に複数回の出勤といった場合の取扱いについても、基本的には、業務の負荷や活動時間等を勘案し、標準的な額と比較して均衡のとれた額となるような取扱いをすべきですが、

- ・出勤の態様が地域により様々であること。
- ・各市町村における過去の取扱いや他の非常勤特別職公務員における取扱いともある程度整合をとる必要があること。

等を考慮すると、具体的な取扱いについては、国が示した基準を踏まえ、各市町村において定めることが適当です。

また、出勤手当の支給方法について、出勤手当を出勤報酬とし、金額も勤務量に応じて引き上げるのであれば、なおさら、団員個人に直接支給することを徹底すべきです。

また、団経由で個人に支給するケースも、透明性の観点から、団員個人に直接支給するよう改めるべきです。

さらに、一部の団員については個人に直接支給し、その他の団員については団に支給す

る等のケースも、団員間の公平性の観点から扱いを統一し、すべての団員個人に直接支給するよう改めるべきです。

## （2）年額報酬について

市町村は条例に基づき、消防団員に対し年額報酬を支給しています。支給額、支給方法は、地域事情等により、必ずしも同一ではないものの、支給額の低い市町村においては、引上げを図る必要があり、国はこうした団体に対し、早急にその引上げを行うよう要請してきました。

各団体が条例で定める年額報酬（階級：団員）の平均額は、令和2年4月1日時点で3万925円となっており、地方交付税単価の3万6,500円を下回っています。

出勤手当が支給されない活動として、機器の点検など即応体制をとるために必要な作業や、会議への出席など消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動が挙げられました。

これらの即応体制をとるために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動については、今後も必要なものであることから、引き続き基本給的性格を持つ報酬として年額報酬を支給するとともに、更に出勤報酬を支給することが適当であるとの結論を得ました。

また、年額報酬の基準となる額の考え方について、具体的には、予備自衛官を参考としつつ、消防団員が市町村の非常勤特別職の地方公務員である一方で、元来郷土愛護の精神に基づくボランティア的性格もあわせ持つこと等を考慮して、当面、現在の地方交付税単価である3万6,500円を支払うべき標準的な額として定めることが適当であるとの結論を得ました。

なお、報酬は役務に対する反対給付であることから、上位の階級にあり、職責が重いと考えられる者等については、各市町村により消防団活動の実態を踏まえた額とすることが

適当であると考えられます。

また、年額報酬についても、団員個人に直接支給することを徹底すべきです。

併せて、団経由で個人に支給するケースも、透明性の観点から、団員個人に直接支給するよう改めるべきです。

さらに、一部の団員については個人に直接支給し、その他の団員については団に支給する等のケースも、団員間の公平性の観点から扱いを統一し、すべての団員個人に直接支給するよう改めるべきです。

### (3) 消防団の運営に必要な経費について

本来、市町村が団員個人に直接支給すべき経費（年額報酬や出動手当（出動報酬）等）と、消防団や分団の運営に必要な経費（装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等）は適切に区分し、それぞれを市町村において適切に予算措置すべきであるとの結論を得ました。

### (4) 市町村や国・都道府県における対応について

これらの事項に係る改正を適切に行い、かつ、今後も消防団を円滑に運営していくためには、各市町村において消防団と協議し、十分に検討を行った上で、必要な条例改正及び予算措置を実施する必要がありますが、消防団員が急速に減少していることを踏まえれば、至急その取組に着手すべきです。

国においては、出動報酬や年額報酬の標準的な額やその支給方法等の基準を定めるとともに、各市町村がこれまで述べたことに関して、適切に理解し、早急に対応できるよう、十分な説明や助言を行うべきであり、また、市町村が取組を進めるため、出動報酬の創設などの制度の見直しにあたり各市町村において懸念が生じないよう、財政措置のあり方について国において財政需要の実態を踏まえた十分な検討を行うべきであるとの結論を得ました。

また、都道府県においても、各市町村に対

し必要な助言等の支援を行うべきです。

## 3 消防庁長官通知について

この中間報告書を踏まえ、消防団員の報酬の基準や、この基準の適用日である来年4月1日までに各市町村において必要な条例改正等を行っていただくことなどを内容とした通知を、4月13日に消防庁長官から各地方公共団体に宛てて発出しました。

今回定めた基準の主な内容は、

- ・報酬の種類を、年額報酬と出動報酬の2種類とすること。
- ・年額報酬の額は、「団員」階級の者については36,500円を標準額とすること。
- ・出動報酬の額は、災害（水・火災・地震等）に関する出動については1日あたり8,000円を標準額とすること。
- ・報酬等は、団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給すること。

などです。

## 4 今後の取組

消防庁では、今回の処遇改善が着実に実施されるよう、各市町村における対応状況等について、今後定期的にフォローアップ調査を実施していく予定としています。

また、消防団員数の確保のためには、報酬等の改善のほか、広報の充実や訓練・操法大会のあり方等についても改善が必要であるため、引き続き精力的に検討を続け、今年の夏頃に、最終報告書をまとめていきたいと考えています。